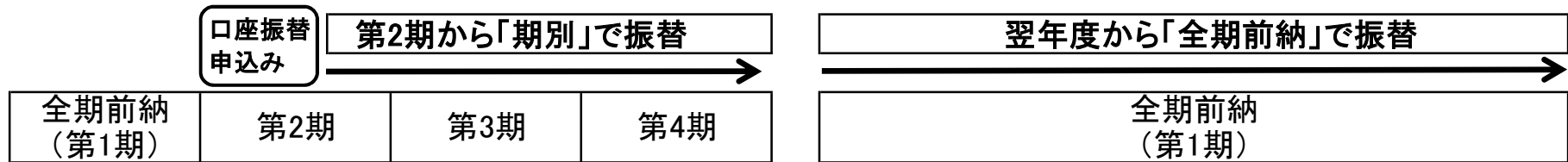


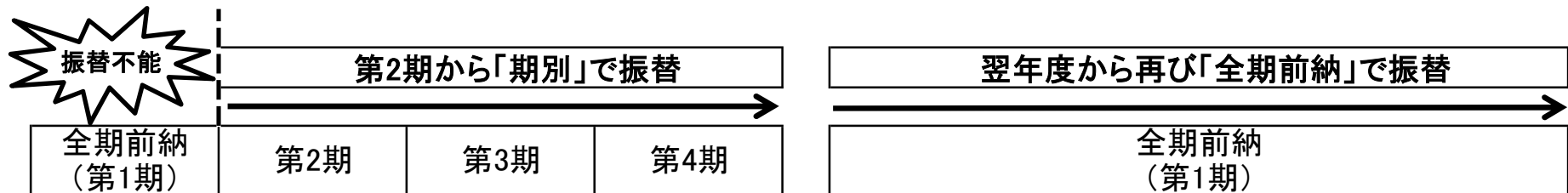
納付区分「全期前納」の留意点

固定資産税・都市計画税、市・県民税(普通徴収)、国民健康保険料の口座振替については、年度当初の納期限に年度全期分の引落としをする「全期前納」の納付区分があります。以下の場合、ご注意ください。

- 1 年度の途中に「新規」または「変更」の届出内容で、「全期前納」の納付区分で申込みをした場合
→年度の途中に「全期前納」の納付区分で申込みをすると、当該年度については「期別」で振替されます。翌年度からは「全期前納」で振替されます。



- 2 「全期前納」の納付区分で振替登録してあるが、「全期前納」での振替は振替不能となった場合
→当該年度その後の納期分は、「期別」で振替されます。翌年度は、再び「全期前納」で振替されます。



※翌年度以降も、「期別」の納付区分で振替を希望される場合は、納付区分を「全期前納」から「期別」に変更する必要があります。口座振替依頼書を提出するようご案内ください。